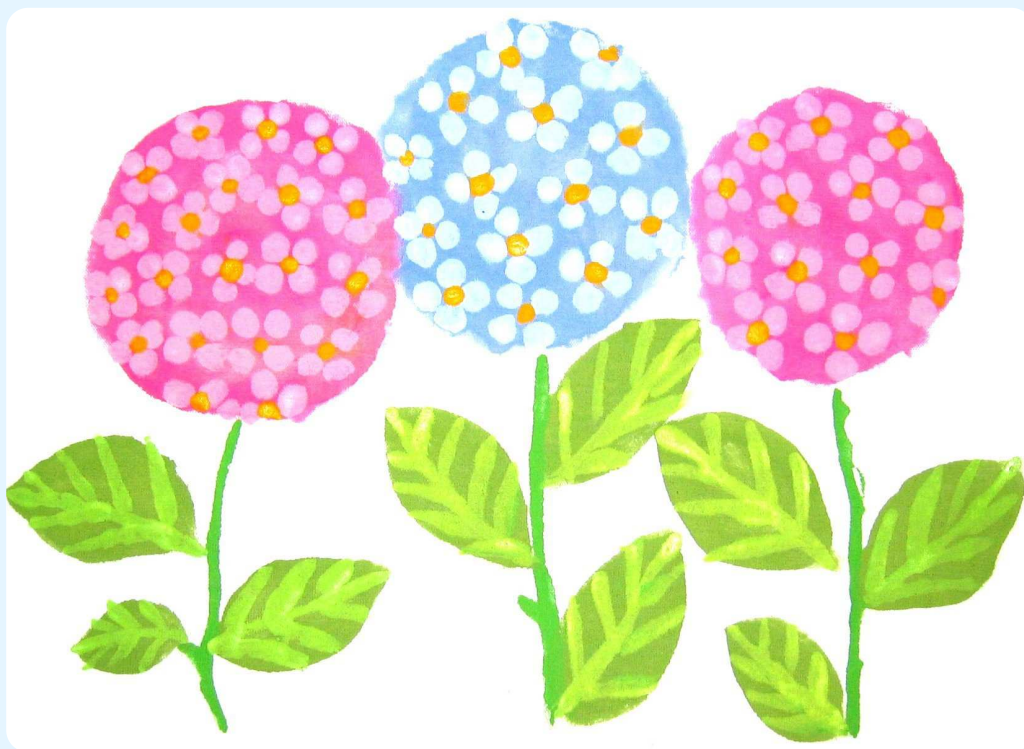


三田市第4次障害者福祉基本計画

# ユニバーサルプラン 2012



平成24年3月

三田市



## はじめに

本市では、平成19年3月に障害のある人が住みなれた地域において安心して暮らせる地域社会の実現のために「三田市第3次障害者福祉基本計画」を策定し、障害のある人の人権と自己決定権の尊重、ノーマライゼーションとリハビリテーションを通じたユニバーサル社会の構築を大切な視点に置き、障害者福祉施策を推進してきました。



この度、新たな制度や時代の変化に対応するため、これまでの計画での基本的な考え方を踏襲しながら、「みんなでつくる『ともに暮らし、ともに輝くまち』さんだ」を基本理念とした「三田市第4次障害者福祉基本計画」を策定いたしました。

特に、本計画の推進にあたっては、「インクルーシブ」「自己決定」「共生」という3つの視点に留意しながら、行政が果たすべき役割を進めることはもちろん、すべての市民が障害のあるなしに関わらず、相互に理解し、積極的に関わりあえる関係を築くことが重要です。今後、障害のある人が、より一層地域で安心して生活できるまちづくりを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして熱心にご審議いただきました三田市健康福祉審議会の皆様をはじめ、アンケート及びヒアリング調査、ホームページ等による意見募集などを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

三田市長 竹内英昭

## ■目次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画の対象 .....	3
第2章 三田市の障害のある人の状況	
1. 三田市の人口 .....	4
2. 障害のある人の状況 .....	6
第3章 計画の基本的な考え	
1. 目標とする将来像（基本理念） .....	15
2. 三田市の障害者福祉における大切な視点 .....	16
3. 将来像の実現に向けた基本目標 .....	17
4. 施策の体系 .....	19
5. 計画を推進するために .....	21
第4章 計画の内容	
基本目標Ⅰ 互いに理解し、関わりあうまち .....	22
1. 障害への理解を促進し、学習機会を充実します .....	22
2. ふれあい・交流を促進します .....	28
3. 主体的な支えあい活動を推進します .....	30
基本目標Ⅱ 地域で安心して生活できるまち .....	38
1. 必要な生活支援を充実します .....	38
2. 居住の場の充実をめざします .....	46
3. 療育体制・教育体制を充実します .....	50
4. わかりやすい相談支援・情報提供体制をめざします .....	61
基本目標Ⅲ 自分らしく学び、活動できるまち .....	71
1. 雇用・就労支援を強化します .....	71
2. 様々な社会参加活動を促進します .....	76
基本目標Ⅳ 安全で快適なバリアフリーのまち .....	81
1. 福祉のまちづくりを推進します .....	81
2. 外出・移動支援対策の充実をめざします .....	84

資料編

I. アンケート調査結果の概要 .....	87
II. 用語解説.....	94
III. 計画の策定経過に関連する資料.....	102

### 本計画における「障害」の表記について

近年、「障害」の表記については様々な議論がなされています。「害」という字が悪いイメージにつながるという理由から、ひらがなの「障がい」という表記を使用する自治体もみられるようになってきました。また、「障害」という用語自体を見直すべきとの議論もみられます。しかし、現在は「障害」にかわり定着した表記・用語がないのが実情です。

三田市健康福祉審議会でも、この表記については議論が行われましたが、ひらがなの「障がい」の表記にするという確固たる理由がないこと、また、「障害」という表記にかわるものがないことに鑑み、本計画では、現在、国の法令用語において「障害」という表記が使用されていることに準じる形で「障害」と表記することとします。

### 本計画におけるアンケート調査名の表記について

本計画で言及しているアンケート調査は、三田市障害福祉課が平成 23 年に実施した「障害者福祉基本計画アンケート調査」を指します。アンケートの概要については「資料編」をご覧ください。

このアンケートは、3種類の調査があり、本文中ではそれぞれの調査名を以下の通り表記しています。

- ・ 18 歳未満の障害者手帳所持者：本文中では『18 歳未満』と表記
- ・ 18 歳以上の障害者手帳所持者：本文中では『18 歳以上』と表記
- ・ 18 歳以上の障害者手帳非所持者：本文中では『非所持者』と表記